

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、当商工会が立地する田代地区は浸水予想はされていないが、当村の広範囲で0.5m～1.5m未満の浸水が予想されている。また、岩木川と長面溜池の合流地点では3.0m以上の浸水が予想されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6以上の地震が今後30年で3%以上の確立で発生すると予想されている。

(その他)

当村の岩木川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和52年8月の集中豪雨では、床上浸水6戸、床下浸水41戸、道路の崩壊が16ヶ所と広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種により発症予防の効果はあるものの、新種株が発生する等予断を許さない状況であり、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。西目屋村のワクチン接種率は、10月26日現在で12歳以上で1回目88.7%、2回目87.4%であり、今後回目の接種に向け接種者の増加を計画する。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 57人

・小規模事業者数 51人

【内訳】 令和3年4月1日現在

業種	商工業者数	小規模企業者数	備考(事業所の立地状況等)
卸・小売業	10	10	田代、村市地区に多い
製造業	4	4	田代地区に集中している
建設業	33	29	村内広範囲に分散している
サービス業・その他	10	8	村内広範囲に分散している

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・西目屋村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災用備品の備蓄
- ・西目屋村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

(4) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・青森県火災共済協同組合との連携による共済への加入促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて大まかな記載にとどまり、協力体制やマニュアルは整備されていない。また、平常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更に、保険・共済に対する説明や助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険や共済の必要性を周知するなどが必要不可欠である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡や情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における自害情報の報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発生後、速やかに応急復興支援策が行えるよう、また、域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築しておく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう体制を青森県の指導を仰ぎながら速やかに整備する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組み（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 村の広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマ等に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 事業継続計画を作成（令和3年作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 青森県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・生命保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策としての各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 西目屋村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定し、当村と連絡手段の確認を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）

- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発生後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後3時間以内に職員の安否確認の結果報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認したうえで当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内事業所で、「タンクがはがれる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

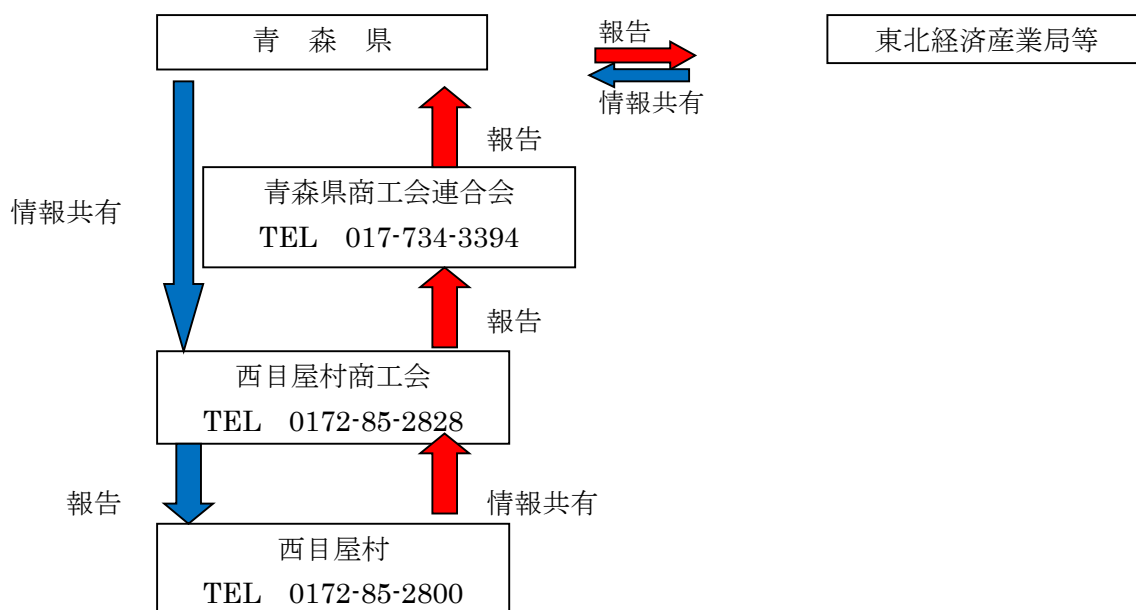
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報を共有することを原則とする。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

- ・当村で取りまとめた「西目屋村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発生時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と神速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際は、あらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・当会と当村が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や青森県からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会または当村より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当村と相談する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。設置場所は、あらかじめ候補を決めておく。（西目屋村商工会に設置）
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

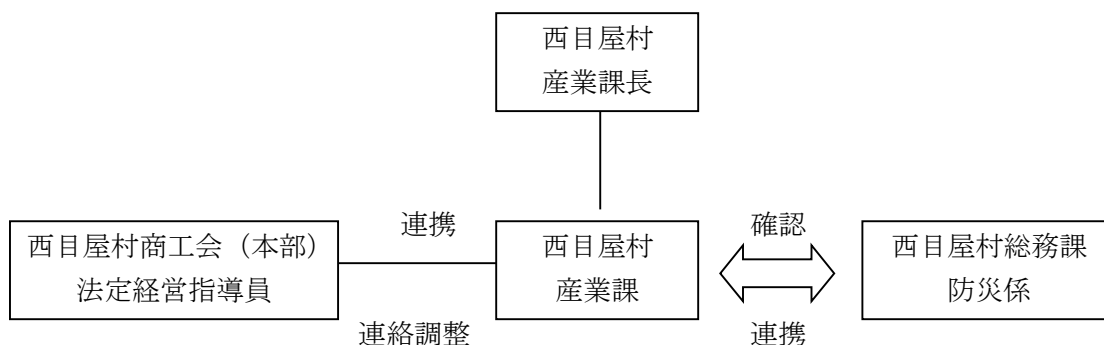
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年 4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 三上達也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

西目屋村商工会

〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村田代字稲元143

TEL : 0172-85-2828 / FAX : 0172-85-2962

E-Mail : nisimeya@aomorishokoren.or.jp

②関係市町村

西目屋村役場

〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村田代字神田57

TEL : 0172-85-2800 / FAX : 0172-85-2590

E-Mail : nisimeya-sangyou@vill.nishimeya.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	85	85	155	135	85
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	0	0	0	120	0
・ パンフ、チラシ作成費	0	0	70	0	70
・ 防災、感染症対策費	80	80	80	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西目屋村補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。